

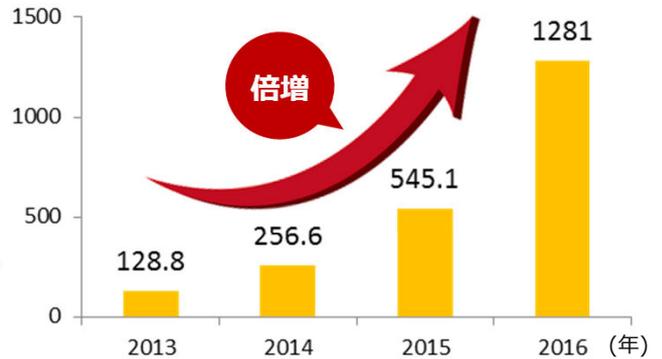
いま問われる、**経営者としてのサイバーセキュリティ対策** サイバーセキュリティ経営ガイドライン

企業の個人情報や重要な技術情報を狙う
サイバー攻撃は増加・巧妙化しています。

その一方で、サイバー攻撃により、
社会に対して損害を与えてしまった場合には、
経営責任や法的責任が問われる可能性も高まっています。

<1年間で観測されたサイバー攻撃回数>

(不正アクセス件数(億))



出典:NICTER 観測レポート2016

サイバーセキュリティ 経営ガイドライン

経済産業省などが、
サイバー攻撃から企業を守る観点で、

■ 経営者が認識すべき3原則

- 例 自社だけでなく、取引先を含めたセキュリティ対策が必要
→貴社が受注者の場合:
取引を継続するため、セキュリティ対策が条件となる
- 貴社が発注者の場合:
取引先で情報セキュリティ事故が発生した場合にも、
監督責任を問われる

■ 経営者がサイバーセキュリティ対策を実施 する責任者に指示すべき重要10項目

をまとめたものです。

サイバーセキュリティ 経営ガイドラインをご存知ですか？

法的拘束力はありませんが、
経済産業省などが定めたガイドラインであることから、
一定の基準として取り扱われることが
考えられます。

企業として備えるべき、
最低限の基準として
捉えましょう！



詳しくは裏面をご覧ください。

経営者が認識すべき3原則

経営者は、以下の3原則を認識し、対策を進めることが重要である。

- ① **サイバーセキュリティ対策と、企業の成長のためのセキュリティ投資**
 - 経営者は、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによって対策を進めることが必要
- ② **自社のみではなく、サプライチェーンも含めた総合的なセキュリティ対策**
 - 自社はもちろんのこと、ビジネスパートナーや委託先も含めたサプライチェーンに対するセキュリティ対策が必要
- ③ **ステークホルダー(顧客や株主など)を含めた関係者とサイバーセキュリティ対策に関する信頼関係を構築**
 - 平時及び緊急時のいずれにおいても、サイバーセキュリティリスクや対策に係る情報開示など、関係者との適切なコミュニケーションが必要



経営者がサイバーセキュリティ対策を実施する責任者に指示すべき重要10項目

経営者は、責任者となる担当幹部(CISO等)に対して、以下の10項目を指示し、着実に実施させるとともに、実施内容についてCISO等から定期的に報告を受けることが必要である。自組織での対応が困難な項目については、外部委託によって実施することも検討する。

<経営者がリーダーシップをとったセキュリティ対策の推進>

■ サイバーセキュリティリスクの管理体制構築

- ① サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応方針の策定
- ② サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
- ③ サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等)確保

■ サイバーセキュリティリスクの特定と対策の実践

- ④ サイバーセキュリティリスクの把握とリスク対応に関する計画の策定
- ⑤ サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築
- ⑥ サイバーセキュリティ対策におけるPDCAサイクルの実施

■ インシデント発生に備えた体制構築

- ⑦ インシデント発生時の緊急対応体制の整備
- ⑧ インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備



<サプライチェーンセキュリティ対策の推進>

- ⑨ ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策および状況把握

<ステークホルダーを含めた関係者とのコミュニケーションの推進>

- ⑩ 情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその有効活用および提供

「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver.2.0」(経済産業省/独立行政法人 情報処理推進機構作成)を一部修正

「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」に沿った経営をしていただくと、
最大60%割引が適用できる、**サイバーセキュリティ保険**を
おすすめします！

サイバー
セキュリティ保険

情報漏えい等のサイバー事故に伴う**賠償損害**(損害賠償金等)や、**費用損害**(事故原因調査、謝罪広告、見舞金等の費用)を補償する商品として、当社は「サイバーセキュリティ保険」をご用意しています。

「サイバーセキュリティ保険」では、専用の告知書によりお客様のセキュリティ対策状況を確認し、最大60%の割引を適用します！

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「サイバーセキュリティ保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行ってまいります。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL: 03-5424-0101 (大代表)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(171201) (2017年12月承認) GB17C010657 [ET46]